

中央水産研究所横浜庁舎等の施設管理・運営業務  
民間競争入札実施要項(案)に対する意見募集結果

番号	頁	対象箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	実施要項案の修正
1	要項 P10	8.(1)落札者決定に当たっての質の評価項目 ②加点項目審査	120点と設定されていますが、今回の対象業務につきましては、業務範囲等多岐にわたるため、「創意工夫を最大限に発揮した提案を高く評価する」という市場化テストの趣旨・観点から、配点について現行水準よりも高く設定することをご提案いたします。	本業務は、必須項目(100点)を満たせば履行可能と考えておりますので、それを考慮し加点項目の点数割合を設定しています。なお、民間事業者から提案された「質の向上」、「コスト削減」に関する企画提案については、現状の加点項目審査により民間事業者の創意工夫を取り入れた質の維持向上が図られると考えております。このため、原案どおりとします。	
2	要項 P15	11.(7)契約に基づき事業者が講ずべき措置	談合等の不正行為があった場合の措置について盛り込むことをご提案いたします。	要項P17(7)契約に基づき事業者が講ずべき措置⑬契約解除(ア)により、公共サービス改革法第22条第1項第1号又は同項第2号に該当するときは、契約解除をすることができることとなっております。同法第22条第1項第1号イに「偽りその他不正の行為により落札者となったとき。」と規定されておりますので、提案いただいた件は既に盛り込まれていると考えております。	
3	要項 P17	11.(7)⑭契約解除時の取扱い	違約金額について、それぞれ100分の10相当とありますが、水準が高額過ぎないでしょうか。	本業務では「契約金額の100分の10に相当する金額を違約金」として設定しているところですが、他機関の状況も踏まえ適正な水準であると考えております。	
4	要項 P40	別添 従来の実施状況に関する情報の開示	それぞれの業務における直近3か年の経費の記載がありますが、平成24年度の委託業務に新たに追加された仕様がございましたら、その内容について教えてください。	各業務について追加された仕様内容はありません。ただし、統括責任者業務は、今回新たに設けた業務です。そのため、「従来の実施状況に関する情報の開示」には含まれておりません。	
5	資料 P73	資料1統括責任者業務	統括責任者および補助者について、常駐が必要との記載がございませんが、その理由を教えてください。	統括責任者業務は、資料1統括責任者業務仕様書の3及び4により、中央水産研究所横浜庁舎にて開所日における8時から17時までの勤務となっております。なお、監督職員と各業務間の連絡調整が主たる業務となるため、24時間365日常駐とはしていません。	
6	資料 P77	資料2建築保全業務4.(7)業者者の区分	常駐技術者について、業務経験年数の定めがございませんが、業務品質向上の観点から、一定年数の業務経験を要件に加えることをご提案いたします。	資料2建築保全業務特記仕様書の4.(7)業者者の区分1)の①保全技師Ⅰ②保全技師補③保全技術員とは、1)に記載のとおり、建築保全業務積算基準の表2.1 技術者区分によるものとされており、同表では、当該技術者区分の技能・実務経験等が定められております。例えば保全技師Ⅰは、同表の技術者区分に基づく技能・実務経験並びに第3種電気主任技術者以上が要件となります。このため、提案いただいた件は既に盛り込まれていると考えております。	

番号	頁	対象箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	実施要項案の修正
7	資料 P246	資料2建築保全業務 第8章 法令点検業務一覧	建築保全業務仕様書に定期点検対象設備項目に昇降機設備が記載されていません。根拠法令(P-246) No18項建築基準法(第12条)エレベータ保守点検は記載されていますが点検周期は別途と記載されています。今回、昇降機点検は建築保全業務の対象なのか確認させてください。また、必要資格がありましたらご提示してください。	エレベータ保守点検は、対象外となります。ご指摘を踏まえて、該当部分を修正するとともに、他の建築保全業務対象外の業務についても併せて修正します。	資料P244～246 資料2建築保全業務 第8章 法令点検業務一覧  No.5の業務内容【定期清掃】の備考欄に「清掃業務にて対応」を追記。 No.6の備考欄に「別途契約案件」を追記。 No.8の備考欄に「別途契約案件」を追記。 No.10の業務内容【定期清掃】の備考欄に「清掃業務にて対応」を追記。 No.18の点検周期欄の「別途」を「1M」に修正。備考欄に「別途契約案件」を追記。  以上のとおり修正します。
8	要項 P40 資料 P350	別添 従来の実施状況に関する情報の開示 資料6自動ドア保守点検業務	委託業務案件に(5)項自動ドア保守点検業務が単独で記載されていますが、資料6(自動ドア保守点検業務)仕様書に記載の対象台数は2台です。且つ、従来の実績金額(116千円)面から見て、単独に業務案件とするのではなく建築保全業務に含めて対象設備とすることでより一元化された建物施設の管理を図る点からご提案いたします。	提案いただいた件については、今回はこれら業務を包括的に契約するため、一元化された建物施設の管理を図ることができると考えております。	
9	資料 P325 P344、345	資料4清掃業務 6.2)日常清掃業務-その2 資料5植栽管理業務	建屋廻りの外構の清掃について、1回/日塵芥の拾い掃きが必要ではないでしょうか。	外構の塵芥の現状を考慮し、原案どおり、「玄関先外周り 週2回」、「玄関先外周りを除く敷地内 月2回」とします。	